別紙２

現　場　説　明　書

１　業務名

令和８年度　建設資材実勢価格調査業務

２　履行期限

令和９（２０２７）年３月３１日（水）まで

３　一般事項

現場説明書の適用方法

（１）・印で始まる事項については、〇印を付した事項のみ適用する。

（２）文中の各欄に数字、文字記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。

（３）――印で抹消した事項は全て適用しない。

４　設計業務委託共通仕様書における読替等

（１）本業務にあたっての一般的事項は、公共建築設計業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

５　業務計画書

共通仕様書に定める業務計画書の内容は次のとおりとする。なお、プロポーザルに付した場合には、業務計画書の提出を省略できる。

（１）業務実施体制表

（２）管理技術者の経歴等

（３）主任担当技術者の経歴等

（４）協力者の名称、分担業務分野等

６　業務工程表

⊙提出する。

・提出しない。

（１）受注者は、設計業務委託契約基準（以下「基準」という。）第４に規定する業務工程表には、次の事項を記載しなければならない。

ア　業務工程

イ　発注者が必要に応じて指示するその他の事項

（２）受注者は、業務工程表の重要な内容を変更する場合は、その理由を明確にし、その都度変更業務工程表を発注者に提出しなければならない。

（３）受注者は、発注者が指示した事項については、更に詳細な業務工程に係る資料を提出しなければならない。

７　基準の運用

（１）総則

①　基準第１第３項に規定する発注者の指示は、仕様書を補足するものであって、発注者は、仕様書の内容に実質的変更を加えるような指示を受注者に行うことはできない。

② 業務を行うに当たって必要とされる具体的遵守事項、業務の詳細及び発注者が意図する成果物の具体的内容は、仕様書に定めるところによるものとする。

（2）指示及び協議の記録

指示等は、指示簿、連絡時その他の帳簿に必要な事項を記載し、発注者及び受注者が署名押印することにより書面の交付に代えることができる。

（3）関連業務との調整

① 発注者は、基準第３に規定する調整として、契約書若しくは仕様書の変更又は業務の中止を伴う調整を行うことはできない。

② 基準第３に規定する「必要があるとき」とは、受注者若しくは発注者から業務を受注している第三者のいずれかからの申出があり発注者が承諾した場合又は発注者が業務全体の円滑な実施のために必要と判断した場合をいう。

③ 受注者は、基準第３に規定する発注者の調整に従ったことを理由として、業務委託料の変更又は必要な費用の負担を発注者に請求することはできない。

（4）~~契約の保証について~~

~~受注者は、基準第５第１項に規定する保証を付した場合は、次の各号の一に掲げるいずれかの書面を発注者に提出しなければならない。~~

~~① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、契約保証金納付書~~

~~ア 契約保証金納付書は、「みずほ銀行 東京中央支店」に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払込んだ後、落札者において作成すること。~~

~~イ 契約保証金納付書の宛名の欄には、「独立行政法人日本スポーツ振興センター財務部長 中村 勝尚」と記載するように申し込むこと。~~

~~ウ 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。~~

~~エ 受注者は、業務完了後、業務委託料の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。~~

~~② 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は発注者が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は発注者が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書~~

~~ア 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。~~

~~イ 受注者は、業務完了後、業務委託料の支払請求書の提出とともに有価証券払渡請求書を提出すること。~~

~~③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債権者である銀行又は発注者が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書~~

~~ア 当該債権に質権を設定し提出すること。~~

~~イ 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。~~

~~ウ 受注者は、業務完了後、発注者から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債権者である銀行又は発注者が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。~~

~~④ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金~~

~~納付書~~

~~ア　債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和２９年法律第１９５号）第３条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、借用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。~~

~~イ　保証書の宛名の欄には、「契約担当役　独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長　芦立　訓」と記載するように申込むこと。~~

~~ウ　保証債務の内容は、契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。~~

~~エ　保証書上の保証に係る業務の工事名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申込むこと。~~

~~オ　保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。~~

~~カ　保証期間は、履行期限を含むものとすること。~~

~~キ　保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後６か月以上確保されるものとすること。~~

~~ク　業務委託料の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。~~

~~ケ　受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、発注者から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。~~

~~⑤　債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券~~

~~ア　公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。~~

~~イ　公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「契約担当役　独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長　芦立　訓」と記載するように申込むこと。~~

~~ウ　証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申込むこと。~~

~~エ　保証金額は、業務委託料の１０分の１の金額以上とする。~~

~~オ　保証期間は、履行期限を含むものとすること。~~

~~カ　業務委託料の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。~~

~~⑥　債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券~~

~~ア　履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。~~

~~イ　履行保証保険は、定額てん補方式を申込むこと。~~

~~ウ　保険証券の宛名の欄には、「契約担当役　独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長　芦立　訓」と記載するように申込むこと。~~

~~エ　証券上の契約の内容としての工事名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申込むこと。~~

~~オ　保険金額は、業務委託料の１０分の１の金額以上とする。~~

~~カ　保険期間は、履行期限を含むものとすること。~~

~~キ　業務委託料の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。~~

（５）著作権の帰属

受注者は、基準第７第２項及び第３項の規定により講じている措置の内容を発注者に通知しなければならない。

（６）再委託等

基準第１１に規定する「その他必要な事項」とは、業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者の住所、当該業務の内容、担当責任者の氏名、資格及び経歴とする。

（７）特許権等の使用

① 発注者が特許権等の対象となっている実施方法等の使用を指定した場合において、仕様書、発注者の指示又は発準者受注者協議に特許権等の対象である旨の明示がないときに、受注者がその存在を知ったときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

② 基準第１２ただし書きの規定により受注者が費用の負担を発注者に請求する場合は、受注者が特許権等を有する第三者と補償件の交渉等を行う前に発注者受注者間において協議しなければならない。

（８）調査職員

発注者は、基準第１３第２項各号に規定する権限を調査職員に委任しない場合は、その内容を受注者に通知しなければならない。当該通知がない場合は、基準第１３第２項各号に規定するすべての権限を調査職員は有するものとみなす。

（９）管理技術者

① 基準第１４第１項に規定する「その他必要な事項」とは、管理技術者の資格及び経歴その他仕様書に定めるものとし、受注者は、通知書に当該資格の資格証又は免許証の写しを添付しなければならない。

② 基準第１４第３項に規定する通知がない場合は、受注者の一切の権限（基準第１４第２項の規定により行使することができないとされた権限を除く。）を管理技術者は行使することができるものとみなす。

（１０）実施報告

① 受注者は、発注者の指示により、業務の実施状況について発注者に報告しなければならない。

② 受注者は、発注者の請求に応じて実施済の業務の成果、業務の進捗状況、今後の残業務内訳及びその工程計画その他必要な事項を付して発注者に報告しなければならない。

（１１）管理技術者等に対する措置請求

基準第１６第１項及び第３項に規定する「必要な措置」とは、発注者又は受注者が判断する措置で、不適当な行為を繰り返さないための是正措置の一指示、当該管理技術者等の交代の請求その他適当な措置をいう。

（１２）業務の中止

基準第２１第２項に規定する「増加費用」とは、中止期間中、業務の続行に備えるため人員、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不必要となった人員、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を再開するための人員、機械器具等の配置転換に要する費用等をいう。

（１３）履行期間の変更

① 発注者は、受注者から基準第２４第１項に規定する履行期間の延長の請求があった場合は、必要があると認められる範囲で、履行期間の延長を承諾するものとする。

② 基準第２６第２項に規定する「履行期間の変更事由が生じた日」とは、基準第１８においては、発注者の収保の請求を行った日、基準第１９第５項においては、設計仕様書若しくは指示

の訂正若しくは変更又は発注者受注者間において協議が行われた日、基準第２０においては、仕様書等の変更が行われた日、基準第２１第２項においては、発注者が業務の一時中止を通知した日、基準第２２第３項においては、基準第２２第２項の設計仕様書等の変更が行われた日、基準第２４第２項においては、発注者が履行期間の延長の請求を受けた日、基準第２５第第２項においては、受注者が履行期間の短縮の請求を受けた日、基準第３６の２第２項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日をいう。

（１４）業務委託料の変更

基準第２７第２項に規定する「業務委託料の変更事由が生じた日」とは、基準第１８においては、発注者が修補の請求を行った日、基準第１９第５項においては、設計仕様書若しくは指示の訂正若しくは変更又は発注者受注者間において協議が行われた日、基準第２０においては、設計仕様書等の変更が行われた日、基準第２１第２項においては、発注者が業務の一時中止を通知した日、基準第２２第３項においては、基準第２２第２項の設計仕様書等の変更が行われた日、基準第２４第２項においては、基準第２４第１項の請求を行った日、基準第２５第 ２項においては、基準第２５第１項の請求を行った日、基準第３６の２第２項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日をいう。

（１５）検査

① 受注者は、業務を完了した場合は、業務完了通知書とともに成果物を発注者に提出し、基準第３１第２項（基準第３７第１項又は第２項において準用する場合を含む。）の検査を受けるものとする。

② 発注者は、基準第３１第２項（基準第３７第１項又は第２項において準用する場合を含む。）に規定する検査に当たっては、受注者に対して書面をもって検査日を通知する。

（１６）業務委託料の支払

① 業務委託料（部分払金前払金を含む。）は、受注者からの適法な支払請求書に応じてから１回で支払うものとする。

~~② 各会計年度における業務委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、下記履行高予定額の１０分の９以内とし、残額は令和　年度において支払う。~~

~~③ 履行高予定額~~

~~支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、業務委託料に次の割合を乗じた額とする。ただし、発注者は予算の都合上その他の必要があるときは、上記支払限度額及び③履行高予定額を変更するものとする。~~

~~令和６年度１００．０％~~

（１７）~~業務委託料の前払い~~

~~保証事業会社と契約書記載の履行期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約を締結し、当該保証証書を添えて、業務委託料の１０分の３以内の額の前払金を請求することができる。~~

（１８）~~前払金保証契約~~

~~受注者は、基準第３４第４項の規定により前払金の超過額を発注者に返還した場合は、前払金保証契約の保険金額を減額後の業務委託料の１０分の４を下回らない金額に変更することができる。~~

（１９）契約不適合責任

基準第４１第１項に規定する契約不適合責任は、基準第３１第２項（基準第３７第１項又は第２項において準用する場合を含む。）に規定する検査を受けたことをもって免れるものではない。

（２０）履行遅滞の場合における損害金等

① 基準第３１第２項（基準第３７第１項又は第２項において準用する場合を含む。）に規定する検査に要した日数は、基準第５１第５項に規定する遅延日数に算入しない。

② 履行期間内に業務が完了し、基準第３１第２項（基準第３７第１項又は第２項において準用する場合を含む。）に規定する検査に不合格の場合は、当該業務が完了した日から契約書記載の履行期限までの日数は、基準第５１第５項に規定する遅延日数に算入しない。

（２１）発注者の解除権

発注者は、基準第４３第１項第１号から第６号の規定による契約解除をしようとする場合は、明らかに履行不能と認められる場合を除いて、相当の期間を定めて受注者に催告を行う。

（２２）解除の効果

① 契約が解除された場合は、基準第４９第２項の規定によるときを除いて、契約は遡及的に無効となり、未だ履行されていない発注者及び受注者の義務は消滅する。

② 契約が解除された場合は、基準第４９第２項の規定によるときを除いて、発注者及び受注者は、それぞれ原状回復義務を負う。

８ 業務の実施場所

受注者が用意すること。

９ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

（１）独立行政法人日本スポーツ振興センターが発注する業務（以下「発注業務」という。）において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

（２）（１）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

（３）発注業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

（４）暴力団等による不当介入を受けた受託者が警察への通報等及び発注者への報告を怠った場合は、「独立行政法人日本スポーツ振興センター競争参加者の資格等に関する細則」（平成 16 年 4 月 1 日付け平成 15 年度細則第 35 号）第 36 条別表第 2 に規定する「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして指名停止を行うものとする。

なお、指名停止に至らない事由の場合は、細則第 48 条に基づき、書面による注意の喚起を行うものとする。

~~１０ その他~~

~~（１）公共建築設計者情報サービス（PUBDIS）への登録~~

~~この業務の受注者は，業務内容等について，あらかじめ監督職員の確認を受け、業務完了後１０日以内に公共建築設計者情報サービス（PUBDIS）に業務カルテ情報として登録すること。~~

~~（２）設計業務成績評定~~

~~本業務は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 35 号）及び公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の一部変更について（令和元年 10 月 18 日閣議決定）に基づく設計業務成績評定の対象業務である。~~

~~設計業務成績評定は、公共建築設計等委託業務成績評定基準（統一基準）（平成21年4月1日付け文教施設企画部長通知）により実施する。~~